

令和元年度第1回〔第六期目第3回〕
松島町入札監視委員会

令和元年7月30日（火）
午後1時30分～
（松島町役場3階大会議室）

令和元年度第1回〔第六期目第3回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	小川真儀	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

建設課	建設班
水道事業所	施設班
教育課	学校教育班 学校給食センター
企画調整課	
町民福祉課	福祉班 こども支援班
産業観光課	産業振興班
健康長寿課	高齢者支援班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島町長	櫻井公一
財務課	課長 佐藤進
	財政班 班長 相澤光治
	主査 齋藤寛
	主査 岸淳一

委員会次第

令和元年7月30日（火曜日）午後1時30分開会

1 開会の挨拶

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議

工事請負契約5件

1. 建30工第023号 町道東浜2号線外舗装補修工事
2. 下30工第037号 高城浜排水区雨水函渠築造工事
3. 給30工第017号 松島町学校給食センター自動ドア更新工事
4. 学30工第060号 松島町立小学校同軸モデム設置工事
5. 学30工第062号 松島中学校管理教室棟学習室及び第一理科室
LAN 敷設工事

業務委託契約5件

1. 企31委第001号 松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託
2. 福31委第005号 宮城東部地域生活支援拠点等事業業務委託
3. こ31委第010号 松島町立保育所給食調理等業務委託
4. 産30委第189号 松くい虫防除事業（定期伐その2）業務委託
5. 高31委第002号 松島町保健福祉センター等施設管理業務委託

3 閉会の挨拶

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

午後1時30分 開 会

1 開会の挨拶

2 契約案件の審議等

(1) 審議案件抽出理由の報告

(2) 審議

○事務局 それでは、個別審議に入ります。

○建設課 建設課です。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、委員長、進行方よろしくお願いいたします。

○委員長 まず、1番目の工事、こちらは建設課の工事ですね。こちらは高落札率、それから1者入札、そして変更契約があったということですので、その辺の内容、理由等についてあわせて説明していただければと思います。

○建設課 よろしくお願いします。

では、審議番号1番、事業名が建30工第23号、町道東浜2号線外舗装補修工事になります。事業場所が、松島町松島字東浜外地内となります。工事の事業の概要につきましては、資料の裏側、事業概要説明調書をごらんください。

事業概要、舗装補修工事N=3カ所。工区ごとに1工区、舗装補修工事L=28メートル、面積が432平米。2工区、舗装工事57メートル、面積が127平米。3工区、舗装補修工事延長が13メートル、舗装面積100平米という工事になっております。

発注方法につきましては、条件付一般競争入札で行っております。

入札参加者につきましては1者の参加者で行いまして、予定価格が税抜きの591万5,000円に対して、落札価格が590万円、落札率が99%になっている物件になります。

初めに、高落札に至った内容を確認したいということですが、資料後ろから7枚目に入札調書を付けております。今回に至った経緯ですが、1回、2回ということの入札会を行った結果、第2回入札において落札者が決定せず、最低入札価格が予定価格の10%以内であることから、見積もり入札を求めたところ、1者だったのですが、そちらから見積もりが出されまして予定価格に達し、不落随契による契約予定者となったものであります。結果、高落札率になった部分になります。

次に、1者入札に至る経緯及び理由について説明いたします。

今回、落札に至った入札が、この工事については2回目になります。前回不調に終わった物件についても1者で、今回の入札参加者とはまた別な業者さんだったところですが、その状況を見ると、沿岸部、松島もですけれども、まだまだ復興に係る規模の大きな工事が多く発注されているところがありまして、その中で小規模な工事を発注した場合、どうしても入札参加の優先順位としては低い関係上、入札参加者がどうしても少数になる傾向にあると思っております。

次に、3番の変更契約の理由及び内容を確認したいということですが、資料の後ろから2枚目に変更理由書を付けております。後ろから4ページになります。

変更理由書にありますとおり、初めに総括の内容といたしまして、地区住民による夜間工事の要望、これは1工区に当たるのですが、及び現場精査を実施した結果、下記の変更が生じ、金額は変更せず内容変更による設計変更により実施いたしました。

初めに1工区になります。夜間工事への変更、施工範囲の変更が生じたため、増額変更になっております。当初、舗装面積が432平米に対して、480平米と48平米の増となっております。

次に、2工区につきましては、施工範囲の変更が生じたため、増工事となっております。当初127平米に対して130平米ということで、3平米の増。

3工区につきましては、施工範囲に変更が生じたため減工となっております。当初100平米に対して63平米ということで、37平米の減ということです。トータルとして金額的には変わらず、内容変更としたところになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長 ありがとうございます。以上のご説明でしたが、委員の皆様、何か質問等ございませんでしょうか。
- 委員 よろしいですか。これはイメージとしては3つの工区をまとめて発注したので、何とか落札業者さんが見つかったという感じの工事でしょうか。
- 建設課 基本できるだけ少し規模を大き目にしようと思って、予算的には別々3つだったんですけども、それを1つにして発注したところですが。
- 委員 今でも、例えばこれを3つに分割して発注するとなると、なかなか見つからないという感じですか。
- 建設課 そこは難しいのかなと思っています。
- 委員 入札調書で第1回入札、第2回入札、第3回入札とあるわけですがけれども、これは3つとも同日ですか。

- 建設課 同日になります。
- 委員 大体どのくらい時間をあけてやるものなんですか。
- 建設課 1回目札を入れていただきまして、開いて落ちなかったとなれば、もうすぐに札を入れていただくという感じですので、連続して入札になります。
- 委員 なるほど。それで、業者さん1人しかいないので、610万から600万、590万と値段を探っていくみたいな感じになる……。
- 建設課 多分業者さんとしては、積算をするときにもうかなり精度の高い積算をしていると思われるんですね。こちらの見積書の内容とかも見ていただけますとわかるように、ほとんど単価的にも設計と変わらない単価で見積もりしてきている。ただ、誘導員という数字が出てないもんですから、誘導員の関係で少し誘導員が安くて、直接工事費的には少し安くなっている。ただ、諸経費を少し高く見積もっているようでして、その分高くなって若干高い値段で積算してきているという形なんですけれども、もう自信があるので1回目入れて、次10万円引けば多分落ちるだろうということで入れてきたのかなという感じでおりました。それでもちょっと高かったということで落ちなかったというのがあったと思います。
- 委員 わかりました。
- 委員長 あとどなたかございますか。
- 委員 変更理由書についてお伺いしたいんですが、この金額は変更せず内容の変更によってということになっていると思うんですけれども、実際こちらを見ますと、面積はプラスにはなっているんですよ。若干プラスになっているということと、あとは昼間から夜間工事に変更したという点で、やはりまだコストも上がるのかなとは思ってたんですけれども、それも含めて金額は据え置きで、変更という意味が余りよくわからなかったので、若干こういう理由だったら上がるのかなというふうに思っていたんですけれども。
- 建設課 こちら変更理由書については、主要な部分ということで舗装面積だけで対比しているんですけれども、もう一つマイナス要素がありまして、1工区について特になんですけれども、夜間でどうしても経費的には少し上がったんですが、夜間ということでほかの住民の方の通行の往来も少ないということで、交通整理のほうが少し、総トータルの人数としては減となっている状況があります。その部分も加味した上で、トータルでプラスマイナスゼロというふうになっております。
- 委員 済みません、関連ですけれども、この交通誘導員ですね、この維持工事01を見ますと、昼間から夜に変更したにもかかわらず減額になっているんですよ。これは夜の分が増え

た分が出てきたのに減っているというのは、何か理由があるんですか。

○建設課 先ほどもちょっと話したとおり、経費的には単価は確かに上がってるんですけども、総トータルの人数で減っているような形です。

○委員 あとこれは恐らく工事費全部変更しない、全体の工事費を変更しないためかと思うんですけども、維持工事の02の一般管理費が若干工事原価が増えているのに一般管理費がちょっと減ってるんですね。これは調整したということですか。

○建設課 そうです。

○委員 あともう1点、最初の関連ですけども、こういう町道の補修、舗装工事は毎年同じようながあると思うんですけども、予算化措置の関係もあるとは思うんですけども、これ冬に向かっての工事なので、例えば時期的にもっと早い時期だと業者が来るとか、そういうのは何かないですかね。どうしても冬に向かうと何か厳しいような、一般的な感覚としてあるんですけども、どうなんですかね。

○建設課 そうですね。時期的にもっと暖かい時期にできれば、業者さんが来る可能性もあるということですので、今後進めていくときにはなるべく早い段階では発注できるような形で。

○委員 ただ、予算措置の関係もありますから簡単には、年度初めからするというわけにはいかないですけどもね。

○建設課 あと、これ実は2回目が10月でして、1回目の入札が8月くらいということで、冬になる前に終わらせたいというところで発注してみたんですけども、結果業者さんが落札に至らなかった。そのときの内容というのが、交通整理員の人数がうちの見積もりの人数が、その差が業者が考えているのと町で考えているのに差があったというところで、今回見直ししています。（「わかりました」の声あり）

○委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。

○委員 済みません、この工事と直接関係ないんですけども、今回発注工事一覧表を拝見すると、落札率70%台の工事が出てきてますけれども、松島町では最低制限価格と同一金額の工事って発生していますか。

○事務局 ぴったり同じというのは余りないです。

○委員 最近、最低制限価格の情報漏洩の官製談合みたいなことが県内で起きてますので、高落札率も注意が必要ですけども、最低制限価格と同額とか、数千円しか差がないとか、何かそういう案件があったら、ちょっとチェックが必要かなと思います。

○委員長 では、次回の結果一覧をみてですね、抽出したいと思います。

あとは何かございますか。よろしいでしょうか。

では、1番目の案件はこちらで終了となります。ありがとうございます。

2番目の案件です。高城浜排水区雨水管渠築造工事ということで、抽出理由としては高落札、それから1者入札であったということで、内容あるいは1者入札に至る経緯等を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○水道事業所 それでは、審議番号2番について説明いたします。

業務名が下30工第37号、高城浜排水区雨水管渠築造工事で、高落札のため内容確認及び1者入札に至る経緯及び理由を確認したい案件となっております。

施工場所に関しては、議案説明書の中ごろ8枚目あたりに位置図が入っております。ちょうどホテルがあるんですけども、ホテルの海側のところの箇所が、今回施工箇所となっております。

本工事につきましては、雨水管渠築造工といたしまして延長が452メートルを施工するもので、主に自由勾配側溝、幅500、深さが700掛ける1000のものと、ヒューム管、大きさが600から800を布設するものであります。

入札参加条件としては、宮城県内に本店または工事請負について本店から受任された支店もしくは営業所を有しているものであること、あと土木一式工事の総合評定が800点以上のものであることとし、条件付一般競争入札で発注したところ2者の申し込みがありましたが、応札者は1者となり入札を実施しております。

続きまして、高落札のための内容を確認したいということなんですけれども、その理由としては、今回の工事は工法、材料とも特殊なものを使用しておらず、積算も標準的な歩掛かりを採用しており、受注者も積算ソフトを使用していると推察されるので、町の予定価格と近い金額が出てきたのではないかと思います。また、1者応札ということもあると思われます。

続きまして、入札に至る経緯及び理由を確認したいということなんですけれども、これにつきましては東日本大震災の復旧・復興工事及び東京オリンピック関係の建設需要は年々減少傾向であります、いまだに建設需要が多い状況には変わりないと思われます。それによって、配置する技術者が限られている場合、利益が上がらない物件に関してはいまだに入札に参加しないという傾向になっているのではないかと思います。

今回、説明を求められている条件付一般競争入札においても、当初入札参加者が2者となっていました、利益や手持ち工事の状況など条件が合致した業者が、1者だけになるんですけども、応札に参加したのではないかと思います。また、現場の施工条件から見ても、松島

湾沿いの施工箇所でもあり、湧水処理、地下水やホテル等隣接していることで、ホテルとの調整などにも必要になるのではないかという考えから、応札申し込み者が少なくなったのではないかと思います。

説明につきましては以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問等。

○委員 これも一応工事変更契約、1回入っている、期間のところ。これ3月29日から7月31日に、これはどういう理由になるんですか。

○水道事業所 まず、今回の箇所は先ほども説明したとおり、ホテルに隣接していることで、ホテルと打ち合わせをした結果、ホテルの要望として宿泊客のチェックインとチェックアウトの時間帯には配慮していただきたいという申し出がありましたので、その関係で施工時間を調整しております。通常の作業時間は8時半から大体17時までの作業時間なんですけれども、それを10時から16時までの作業時間に調整しておりましたので、その関係で施工日数が増加して工期を変更した次第でございます。

○委員 ○○○と○○○と○○○、海側。

○水道事業所 そうです。どうしても音が出る作業を、宿泊客の人たちがいる間ではしないほしいという、どうしてもそういう要望があったので、このような10時から4時までの設定になりました。

○委員長 あと何かございますか。

○委員 さっき99%ということで、積算ソフトを使ってかなり正確に積算できるだろう、という話なんですけれども、町の設計書と業者さんの積算してきたやつを見ますと、直工費では業者さんのほうが町の設計の額が大体240万ぐらいの差なんです。それが結局いろいろな共通仮設費とか、現場管理費、一般管理費でプラスして、最終的には工事原価でいくと、その差が66万まで縮まって、結果として99%の落札率になったんですけれども、業者さんは中身は別として積算ソフトで全体の額が大体こんなもんだろうということにして、あと中身は余りにしないで書いてあるのね。積算ソフトを使ったというのであれば、直接工事費で大体町の話と合っていくのかなと思ったんですけれども、普通はね。その辺はどうなのかなと思うんですけれども。よくわからないというか。

○水道事業所 確かに設計書の中で一番乖離があったのが、先ほど委員さんが言った管渠工の中なんですけれども、多分製品自体が結局特殊なものを使ってないので、その辺で値引きという

わけじゃないけれども、その辺でやはり製品の単価が特殊なものでないから、結局安く入ったり、その辺があって、このように直工で多分乖離が出てきたのかなという思いがあります。

○委員 ちなみに、〇〇〇さんが辞退した理由は、どのような理由だったんですか。

○水道事業所 一応辞退のやつを確認した結果……。

○水道事業所 では、私のほうから。今、〇〇〇さんが辞退したということなんですけれども、実は辞退を申し込みしたときに、内々にどういう理由だったんでしょうかということでお話はちょっと伺わせていただきました。その中で、〇〇〇さんから言われたことは、実は直近で工事を受注した案件があるんですと。そういう関係がありまして、現場に配置できる技術者の部分がどうしてもこちらに割けなくなるんだということで、辞退をされたということで内々にはお伺いしているところでございます。

○委員 それは29番の工事のことですね。

○水道事業所 29番。実はそれ以外にもあるようです。

○委員 あるんですか。金額も違いますからね。確かに。

○委員 辞退は当日ですか。もうちょっと前ですか。

○水道事業所 前ですね。

○委員 じゃあ、こっちは前もって辞退して、当日は別の工事に応札してきたと、そういうことですか。

○委員長 ほかに何かございますか。

技術者もすごく仕事がバッティングしているところが相変わらずありますね。だから、となると、先ほどもちょっと実はあったんですけれども、工事の時期を考えてというか、もしそれと季節性が特に求められる、季節のいつまでにやらなければいけないというものでなければ、何かそういう閑散な時期にできるといいんですけれどもね。どうしても1者応札だと、先ほど内訳の違いというか、そういった……。複数応札だと、みんなそれぞれ事情があるから、やっぱり競争原理が…という話が、信憑性が出るのかなと思うんですけれども。やっぱり1者応札は何かと、あらぬ疑いをかけられるかもしれないというところで、対応としても難しいところがあるかと思えますけれども。

ほかにございますか。

○水道事業所 済みません、さっきの辞退届なんですけれども、10月31日に提出されています。

○委員長 では、よろしいでしょうか。では、結構でございます。ありがとうございました。

では次、3番目の案件です。松島町学校給食センター自動ドアの更新工事ということで、抽出の理由としては、発注形態について確認したいということで、その辺を中心にご説明していただければと思います。お願いいたします。

○教育課 よろしくお願いいたします。

本工事につきましては、定期点検等で実施しております自動ドアの点検業務の中で、経年劣化によるエンジン等の破損等がございまして、その部分について取り替え工事を主に行ったものでございます。

工期につきましては、平成31年3月12日から3月29日までとなっております。

随意契約の理由につきましては、本事業の前に先に条件付一般競争入札により入札に付しましたところ、1者の申請がありまして、そちらのほうで入札を行いました。1者の中で最低制限価格を下回ってしまっただけで失格となったことから、新たに設計内容等を見直しまして、自動ドアの保守点検業務等の実績のある4者を指名し、行ったものでございます。

金額等につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 最低制限価格を下回っちゃったということで。委員の皆様、何か質問ございませんか。

○委員 では、よろしいですか。〇〇〇さんのこの見積書を見ますと、もともとの値段が267万6,800円なんですが、値引きでいきなり150万円をやっているということ自体、やっぱりちょっと何か、安いものなのか、型として古くなってしまったのか、あるいはこの松島町としての見積もりが大分古くて、今と合っていないのか。何かどちらかに問題があるような気もするんですけども、この辺、94%という最終的な数値で見ると、何かやっぱり合わせてきただけだという感じがするんですね。そこら辺、松島町としての見積もりの積算のほうについては、何か精査されたことはあるんでしょうか。

○教育課 前年度に予算を要求するような形になるんですけども、何者かから参考見積もりを徴収しておりまして、定期点検を行っている業者さんなんですけれども、そちらのほうは参考にさせていただいたというところがあったんですけども、そのほかの業者さんのほうの見積もり内容を見ますと、まず〇〇〇さんはかなり安かったんですけども、ほかの業者さんのほうはほぼ似通った金額で札入れをしておりますので、そんなに著しい形ではなかったかなと思っております。

○委員 最初のときに低落してしまったわけですね。ですから、それも含めて、やはり初期設定の金額が高過ぎるのかなというイメージもあるんです。いま一度自動ドアについて調

べていただいて。

○教育課 そうですね。ちょっと工期的にも1週間から10日程度、当初見込んでいたところだったんですけども、実際によく話を聞いてみると、もっと短期間でできるということがわかったということもあったんですけども、その部分ではちょっと積算が高かったかなと思っております。

○委員 すみません、同じようなお話なんですけれども、こういう、次のLANのネットワークのやつも同じだと思うんですけども、この自動ドアも特殊といえば特殊というか、どうしても業者さんから見積もりを取らないと、町として設計を組めないようなものがあると思います。そうした場合、具体的には何者からか同じような様式でもってそういう見積もりを取って、それで比較検討して、町としては設計を組んでいるのか。特定の業者さんに頼んでやっているとか、そのような具体的にはどういうふうにして、町の設計を組む際の資料を収集しているのかなと思ったんですけども。同じような質問なんですけれども。

○教育課 今回の自動ドアに関しましては、おっしゃったとおりちょっと特殊なところがあったんですけども、1者のほうから参考見積もりを。

○委員 その参考見積もりって〇〇〇さん。

○教育課 ではないです。全くの別なところ。

○委員 幾ら見積もりお願いしても、〇〇〇さんのような、こんな見積もり出たって、全然参考になりませんよね。一生懸命高く積算してるのに、後で半分くらいで落ちてたんではね、積算になってないですよ。難しいですよ。

○委員 でも、結構見ますね。価格が二重になってて、もとの価格は非常に高く設定してあって、実勢価格よりもかなり高い価格で見積もりをして、割り引きましたという形で実勢価格に近づけていく、そういうことをしている会社はありますね。

○委員長 まだ自動ドアぐらいだったらあれですけど、MRIなんですけど、あれは民間病院に入れるのと公立病院に入れるのとで、全然、桁が違うくらいです。

○委員 値段があってないような。

○委員長 そうそう、そういったところから……。

○委員 そういうビジネスしてる会社はあるんですよ。そもそも価格が非常に割高。

○委員長 自分のところで作ってるということになると、ほかのところで作って自分で売の場合、他の会社を使って売の場合とか、大体仕切り価格だとか、いろいろありますから。やっぱり自分でつくった人が自分で設置するということになると、利益の幅がいいから、いろいろ

と操作がきくということは、一般論としては言えるかなと思いますけどね。

○委員 最初1者で入札参加で、最低制限価格を下回り失格ということで、4者から見積もりを徴して随意契約を行う。1者随契というわけじゃなくて、4者からの見積もり随契ですか。その4者というのは、全部松島町内の業者ですか。

○教育課 町外です。

○委員 松島町内で対応できる業者は全部指名したという形ですか。

○教育課 松島町内の業者はいないです。

○委員 実績のある業者は全部指名したという形ですか。

○教育課 はい。

○委員 わかりました。

○委員 すみません、もう1点。随意契約の理由書なんですけれども、最後に競争入札を行ったところ、予定価格の範囲内、入札の価格に達した者がなく、再度の入札を繰り返してもなおかつ落札者がいないときという、この決まりでいうと2回やらなければならないとなっていますけれども、今回1回ということになりますか。

○教育課 そうですね。今回、年度末の執行ということもありまして、その1回の低入札になりまして、時期が春休みをめぐり施工ということを考えておりまして、そうすると、またさらに公募する時間がなくて、そこで指名させていただいて業者を早く決めて施工に取りかかりたいということでやらせていただいたというようなことです。

○委員長 であれば、ここにさらにプラスで、年度末で新学期前にどうしてもやる必要があったというのが……。

○委員 何かどこかには書いてあったような気がした。

○委員長 この上にはありますね。春休みの給食調理のない時期に、迅速に工事を行う必要があるからと。そういうことですね。

○委員 ああ、そうか。春休み中ね。

○委員長 ちゃんと書いてありますということ。

あと何かございますか。

○委員 すみません、最初って結局幾らで、下回ったのですか。

○教育課 不落の金額ですか。118万円。

○委員 それで今回が113万……、計算し直して計算になっている。さっきの見積調書を見ると、4者で113万が一番〇〇〇さんは低くて、ほか120万が、あとは190万でちよっ

と差があるんですが、これは何かこれだけ差が開くものなんですか、70万ぐらい。

○教育課 ある程度その会社がその製品をつくれるかどうかというところも、多少の差は出てくるのかなということなんですけれども。

○委員 70万って結構、この価格からすると倍近いというか、差としてはすごい差があると思うので、結構差があるなど。

○委員 自動ドアの種類っていうのは、みんなばらばらなんですか。それともある種類の自動ドアなんですか。

○教育課 それは、サイズ、規格は決まっていますけれども、それぞれの業者さんのほうでメーカーさんのほうの……。

○委員 じゃあ、いろいろと特徴は違うんですね。閉まるスピードとか。

○教育課 調整で。

○委員 その値段なんですかね。

○委員長 ちなみに不落になった業者さんは、どういった業者さんなんですか。

○教育課 会社名を申し上げる

○委員長 つまりちゃんとした工事ができないのかなという、そういう懸念もあるんでしょうかね。どうなんでしょうかね。でも、少なくとも見積もりを取った4者ではないということよろしいんでしょうか。

○教育課 この4者の中にも含まれております。

○委員長 いるの。だとすると、逆に高い金額で受けさせたということになりますよね。

○委員 最終的にはという、金額も出てるので。

○委員長 同じことをやれる業者が……。

○委員 自動ドアの規格をきちんと指定していると思うんですけども、このレベルのこういうふうなものであるということはやってるんですよね。

○教育課 それは指定しています。

○委員 最低限の条件はみんなクリアしたものの、製品を出してきてこの値段ということですね。

○事務局 最初の入札のときって、もっと設計額高かったですよね。設計を見直しして、設計額を下げた入札の結果、それに近い数字で応札してきたということで高く契約させられたということではないかなと思うんですけども。

○委員長 じゃ、それで変更したわけですね。

○委員 設計内容を見直したということは、当然内容と額も下げた、下がったということです。こういう設計というのは非常に難しいですよ。金額あるような、ないようなあれになっちゃうから。

○委員長 まあ、いずれにしても、本当はもう4月までに間に合わせなければいけないという制限がなければ、もっと別なやり方があったかなというところですね。設計を見直しして、もう一回入札かけてやれば、ということですね。

○教育課 時期があればそのような執行方法でやればなというところはありませんね。

○委員長 ということよろしいのでしょうか。そういうふうに考えて。

あと何かございますか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

4番、5番なんですけれども、これは両方〇〇〇で、4番のほうは町立小学校同軸モデム設置工事、5番のほうは松島中学校管理教室棟学習室及び第一理科室LAN敷設工事ということで、両方とも1者入札だったということと、随契だということで、随契になった理由等について中心に説明していただければと思います。両方一緒に説明していただいてよろしいですか。続けてということで、説明をお願いいたします。

○教育課 1者随契理由につきましては、学30工第60号小学校のほうにつきましては、同軸線モデムを設置することによりまして、アンテナ線を利用して、各学校の普通教室のほうにインターネットを使える環境を整備したものです。

学30工第62号につきましては、LANケーブルを用いて、中学校の学習室及び第一理科室でインターネットを使える環境を整備したものです。

今回整備した校内LANにつきましては、既に既設されていてパソコン教室のほうまで引かれている松島町小中学校ネットワークのほうに接続するもので、そちらのほうはフィルタリングやウイルス対策などのセキュリティーが講じられているものです。また、今回整備した校内LANにつきましては、その既設の松島町小中学校ネットワークと一体的に管理することによって、不具合が生じた際に迅速な復旧が期待できるものです。

そのことから、セキュリティーや現場の状況に精通している松島町小中学校ネットワークの構築業者であり、かつ保守業者である〇〇〇を選定したということになっております。

続きまして、1者随契で同一業者の工事を分けた理由ですが、後から発注しました学30工62号、中学校のほうにもつきましても、当初予算の段階ではアンテナ線を利用した同軸線モデムを設置することによって、インターネット環境を整備する計画で、小学校のほうと同時発注する予定でしたが、発注前に現場確認をしたところ、中学校の校舎のほうにアンテナ

線、同軸線がなかったということから、予算の範囲内で可能な施工内容を検討して、学校のほうでどこの教室までインターネット環境をつくるかとか、そういったところを学校のほうと調整したことから、施工時期が遅れたものです。

以上になります。

○委員長 ということですが、委員の方、何かご質問等ありませんか。

もともとの〇〇〇さんが松島町の小中学校……。

○教育課 インターネット環境の親線というか、もともとの線を構築して管理しているということですか。

○委員長 だから、現場状況について一番熟知しているだろうしということですかね。

○委員 実際、ほかの業者が入る余地ってあるんですか。価格は別としてですけども。

○教育課 もともとの親線を〇〇〇さんで持ってらっしゃいますが、そちらと今回整備した校内LANの業者さんが別になりますと、不具合が生じた際にどちらで不具合が生じているかということもありまして、復旧するのに時間がかかると。そういった点から1者で一体的に管理していただいたほうが、保守の面では迅速に復旧できるのかなという点がございます。

あと、もともと親線がどういうふうに配置されているかという、その部分も、現場の状況からわかっている〇〇〇さんのほうが有利、外の線のどういうふうに配線されているかというのを、結局別の業者さんが取った場合、〇〇〇さんに確認してという部分で費用が出てくるところから、その部分でも〇〇〇さんのほうが有利になるだろうということから、〇〇〇さんをお願いしております。

○委員 不具合があったときに、すぐ迅速に対応ということなんですけれども、あくまでもこれは今回モデムの設置とか、そういう工事のほうで何かトラブルがあったときはまた別な予算でやるんですよね。

○教育課 はい。今回保守は含まれておりませんので、不具合ができたときには、そこは修繕費なり手数料なりで……。

○委員 そちらのほうが安くなるから、これをここに頼んでいるというわけでもなく、迅速に終わるからということなんですか。

○教育課 そうですね、本体部分、もともとの親線の部分で発生した不具合なのか、今回設置した部分での、どちらの部分で発生したかというのが分かれてしまうと、初めに今回設置したところで、やったけれども親線ですよとかというふうになってしまって、時間がかかってしまうということで、一体的に管理したほうがいいのではないかとお願いしております。

○委員 難しいところですね。

○委員長 あとはW i - F i のほうに世の中移行してきてるので、何かで、どこまでL A Nでいくのかという、その辺何か決め事というか、検討していることってありますでしょうか。

○教育課 そうですね、今まで学校のW i - F i 整備とかL A N整備というのは、ちょっと前まではクラスにL A Nが敷かれていれば、そこで先生がホワイトボードとかに投影したりとか、電子黒板に投影したりして、生徒に教えるというのが今までだったんですが、去年一昨年あたりから国のほうからは教室内で子供たちがパソコンを使えるようにということで、W i - F i 整備を進めるようにという話も出ております。今回、町のほうではW i - F i を整備するのではなくて、商業用のL T Eというんですか、そちらのほうでタブレットを整備して教室ではタブレットなど使えるように整備していく予定ではおります。

なので、まずその前段階として、先生方が大型提示装置、電子黒板とかに提示して資料として提示したりとかして授業を進められるようにということで、まずL A Nを整備したようなことです。

○委員長 私も余り詳しくないんですけども、S I Mといいましたかね、通信で使うんだけれども、すごく料金が安い、かからない、フリーというかね。

○教育課 そういったものが今回L T E、そういうもので整備していくような形です。

○委員長 ただ、松島町の場合は今後、観光客とか、町が全体としてそういうブロードバンドに対応できるような、観光客もあるとすれば、W i - F i をそういったので一体として、学校のほうもというか、そういったものに持っていくような状況にはなるんじゃないかと。国のほうで少し予算づけしてくれるといいのにね。こっただけじゃなくてね。そうすると、それをきっかけに広がっていくようなこともあるのかなと思うんですけどもね。

何かございますか、ご質問。よろしいですか。

では、結構です。どうもありがとうございました。（「ここで一旦休憩」の声あり）休憩しますか。

ちょっとだけ、10分くらい休憩しましょうか。

（休 憩）

○事務局 それでは35分になりましたので、引き続き個別の審議に入りたいと思います。

○委員長 業務委託の1つ目が、松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託ということで、抽

出理由が、公募型プロポーザルという方式で決定したということで、公募型プロポーザルの内容を中心に説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

- 企画調整課 それでは、私のほうから企31委第1号、松島地区等復興まちづくり推進業務委託についてご説明させていただきます。なお、今指示がありましたとおり、審査過程と審査基準を中心に説明させていただきます。

まず初めに、審査過程についてご説明いたします。今、お開きのところから資料6枚めくっていただければと思います。こちらに公募型プロポーザル方式参加条件設定調書という部分がございます。こちらで初めに参加条件を設定し、その参加条件に対し、1回目の契約事務審査委員会で承認を得ましたら、もう1枚めくっていただきまして、公募型プロポーザル参加者の募集についてのとおりに告示をいたします。受付期間を経て、参加業者が参加要件を満たしているか、2回目の契約事務審査委員会で審査を経て、要件を満たしている業者には参加通知を送付し、企画提案をしていただき、この後ご説明する審査基準に基づき、最優秀提案者を決定いたします。

次に、審査基準についてご説明いたします。今お開きのところから5枚ほどめくっていただければと思います。こちらに評価基準の表がございます。この評価基準は、国土交通省で定めている、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインに基づき設定しております。なお、一番下にあります参考見積もりの評価につきましては、以前より入札監視委員会からコストも評価として考慮すべきではないかのご指摘がありましたので、こちらの部分は町独自の評価設定となります。

この評価基準は、参加資格の条件として定めている内容の技術者の経験や能力について評価するものと、プロポーザル審査会で評価する2つがあります。配置予定者の経験及び能力については、管理技術者及び担当技術者それぞれについて、その資格要件、専門技術力について評価します。専門技術力として、①の同種業務の実績が1件以上ある時点で10点、②の類似業務のみの実績が1件以上ある時点で5点、業務実績がない場合は0点となります。管理技術者、担当技術者の評価について、同業務においては30点満点での配点としております。なお、資格要件、専門技術力のいずれかにおいて0点となる場合については、そもそも参加資格要件を満たさないこととなりますので、技術者の評価をする以前において、当業務に参加することができないこととなります。

実施方針、実施フロー、工程表以下の部分につきましては、プロポーザル審査会において各委員が評価する際の配点表となります。評価項目は実施方針、実施フロー工程表として、業務

の理解度及び手順の妥当性で10点、特定テーマに対する企画提案として、特定テーマに対する的確性、実現性で30点、ヒアリングとして業務遂行に当たっての説得力及び熱意で25点、参考見積もりとしてコストの妥当性で5点、合計で70点満点での配点としており、審査委員会委員がそれぞれの項目に対し評価しております。

最終的に配置予定技術者の評価に係る評点と、プロポーザル審査委員会での評価に係る評点を合計し、審査会に出席した委員の数で割り、その平均点が100点満点中、最低必要点数の62点以上有した者のうち、評点の最上位の者を優先交渉権者として随意契約による契約締結交渉を行う流れとなっております。

なお、最低必要点数の62点の考え方ではありますが、配置予定技術者の評価に係る評定において、資格要件と専門技術力における最低限必要となる評定の5点を合計した際に20点となることと、プロポーザル審査会において評価配点表の配点内訳が全て普通で評価した際に42点となり、それぞれの点数を合計した62点を最低必要点数として、審査委員会実施要領で定めているものであります。

以上で、審議事案であります審査過程及び審査基準の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

以上がプロポーザルの業務委託の内容ですが、委員の皆さん、何か質問等いかがですか。

1者しか応札してこなかったというのは、何か理由、思い当たるところございますか。

○企画調整課 こちらの業務なんですけれども、こちら震災以降、平成24年度から毎年復興交付金の申請等に係るマネジメントということで発注しておりまして、最初のうちは複数者の応募があったんですけれども、どうしても継続的な部分があったりとか、これまで復興交付金の申請とかの実績とかもどんどん必要になるような業務となりますので、どうしても最初に取った業者さんがそのまま手を挙げ続けて、徐々にほかの業者さんが入りづらくなってきたという部分があるのかなというふうに考えております。

○委員 すみません、これ今の話ですと、復興交付金事業の計画策定なり国への申請なりする復興交付金事業をやるための委託事業ということですね。そうすると、内容的にはほとんどハード事業の計画策定。

○企画調整課 いや、違うんです。ハードのほうは各建設課なら建設課とかで建てるんですけれども、うちのほうはあくまでも復興交付金を申請するに当たっての、ハードの部分も確かにあるんですけれども、どちらかといったら交付金を申請するためのソフト的な部分の……。

○委員 交付金を申請する交付金の中身というのは、ハード事業なんでしょう。じゃないの。

- 企画調整課 そうですね。申請するものはハード事業になります。
- 委員 ですよ。いや、結局この評価基準が、技術者の配置予定技術者が管理技術者とか担当技術者とか皆、こういうのは全部ハード事業の技術者の話になっているわけですから、それに本当に純粋なソフト事業のあれだとちょっと違うかなと思ったんです。
- 企画調整課 そうですね。申請するものはあくまでもハード事業なので、ハードのノウハウを持った人を技術者として選定していただくという。
- 委員長 そもそも何を委託しているのか。業務概要説明調書を見ると、何か事業概要で①、②で、復興交付金事業に関わる総合マネジメントで、国からどういうふうにやれば金が取れるかということなんですか、これ。平たく言うと。
- 企画調整課 業務内容としましては、復興交付金事業の申請に係る資料の作成補助や、あとは膨大なお金をいただきまして、それを管理しておりますので、その事業管理カルテの作成や更新、あと復興庁とかとの協議、調整に係る資料の作成等を行っているというふうな業務となっています。
- 委員長 事業名を見ると、松島地区、津波震災の後どうやってまちづくりを利用して復興させるかという意見というふうになるんですよ。それで、もし長くやっているとすれば、結果がどうなっているんだと。もしこの方が、何年か継続してこの方がやられているということですかね。今回1者応札で。
- 企画調整課 そうですね。
- 委員長 そうしたら、その結果もどうなのという、そういった検証も必要なのかなと思うんですが、要はプロポーザルというのは実はそここのところの、結果はわかりませんが、複数者に提案をさせて、どれが一番効果がありそうだとこのものを皆さんで選んで、お金だけじゃなくという、効果を最大限に狙ったという入札方法でしょうから、それが、そういった選択ができないのであれば、何か今後プロポーザルを取る意味がないようにも思うんですが、いかがでしょうか。
- 企画調整課 この業務の最大の目的なんですけれども、こちらに関しましては、復興事業を迅速かつ円滑に推進するために必要となる復興交付金を計画どおりに申請できて、その申請額どおりを獲得することというのが多分一番の目的だと思います。
- その申請に先立ちまして、復興庁を初めとする各関係機関との協議や調整等が必要となりますけれども、協議や調整に必要な資料の作成補助や各事業の進捗管理補助を含めまして、この業務というのは復興交付金の申請に欠かせない業務となっています。これまでも復興交付

金を申請してきておりますが、申請額満額の交付を受けておりますので、業務の成果としては達成されているのではないかというふうに考えております。

○委員 恐らく復興事業をやるのに、職員が不足しているというのが大問題にずっとなりましたが、それを解決するために外部に委託するんだということで、これも恐らく国の交付金絡みの補助でお金をもらってやっている事業なんでしょう。

○企画調整課 はい、そうです。

○委員 だから、役場職員だけではやり切れないので、外注できることをやって一緒にやっていきたいと思います、それで円滑に復興交付金を申請してくださいという意味でやっている……。

○企画調整課 そうですね、目的としてはそうです。

○委員 実際、内部的に、この結構高い金額を払ってますけれども、このくらい役に立っているという感覚なんですか。

○企画調整課 コストパフォーマンスの話なのかなと思うんですけども、これまで今年の3月31日現在で、この復興交付金事業300億円を超える事業が認められております。当業務、平成24年からずっとやってるんですけども、その累計が2億6,000万円ぐらいなんですけれども、その認められた交付額に対するうちのこの業務にかかったお金から換算すると、大体0.87%ぐらいなので、コストパフォーマンスとしては長けているのかなというふうに認識しております。

○委員 内部的にはそういう評価。

○企画調整課 そうですね。

○委員長 人件費2人か3人分ぐらいということですかね。

○委員 交付金が来てる間は、じゃあこれはやり続けなければいけないような状況になっているんですか。

○企画調整課 そうですね、一応来年度までが復興交付金の期間になりますので、そこまでは一応認めてはいただいております。

○委員長 逆にこれがなければ、役場としては職員だけではできないという。

○企画調整課 はい。

○委員 評価基準のことでちょっとお伺いしたかったんですけども、多分今回はこれですつといいのかなと思ったんですが、管理技術者と担当技術者のところの点数のウエートの分けるところが、実績が1件以上あればもう一人前だという形の評価でやっているというところの考え方というのは正しいんでしょうかというか、どうやってこれが1件でいいんだというふうに

なっているのか。

○企画調整課 先ほども説明の中であつたんですけれども、こちらの基準に関しては、国交省で定めているガイドラインをそのまま準用しているような形になっていまして、国交省の方の意見書ということで示しておりますので、それを使わせていただいたものです。

○委員 それで問題はないと。

○企画調整課 今のところはこれといった問題はありせんので。

○委員 今、1点しか申し込んできてないんですけれども、やはり複数申し込んでくるような、今後状態になったときなんかは、やはり実績が多い人のほうが当然ながらいろいろな経験を積んでいるわけですから、よりよい提案とかをしてくれる可能性が高くなりますし、言いたいことは、ここは点数の差がつきづらいところですよ。ですから、あつてもなくてもいいかなと思うぐらいの項目なんですよ。ですから、ちゃんと評価するのであれば、やはり評価しやすいような点数配分のほうがいいのかなとちょっと思ったというのが、正直なところです。

○企画調整課 これ以外にもうちのほうでプロポとかやっていますけれども、やはり技術者の部分は基本的に差はつきません。やはり今おっしゃられたとおり、数多くやっている方ですと、ヒアリングのほうでやはりいい提案をしてきて、そこで点数の差がつくのかなというふうなところで考えております。

○委員長 ややもすると、公募型は大企業とか、そういったところが経験があるのでね、参入障壁になりかねないんですよ。だから、そのところが難しいところなのかなとは思いますが。

あと何かございますか。よろしいでしょうか。

では、こちらで結構です。どうもありがとうございます。

次、2番目の委託ですが、宮城東部地域生活支援拠点等事業業務委託、これは100%の高落札率であるということ、随契だということ、それから昨年もピックアップさせていただいたんですけれども、何かやっぱり気になるなというところがありますけれども、もう一度ピックアップさせていただきました。ですから、随契の理由等についてを中心にご説明いただければと思います。お願いします。

○町民福祉課 まず、随契の理由でございます。在宅で暮らす障害者、障害児とその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、その家族等が緊急かつやむを得ない事情等により一時的に不在になる場合などについて、相談及び緊急支援を24時間、365日行うものでございます。業務内容が特殊なため、高い専門性を持ち、圏域内での連携体制の構築及び各種事

業を遂行できる事業所であり、ほかに値する事業所がないため1者随契とするものでございます。契約金額につきましても、各自治体の人件費、事務経費等を参考に積算しておりまして、妥当なものと考えております。

前回審査を受けての方針等についてでございますが、県内の状況を調べましたところ、広域でこの事業を行っている地域は、本地域を除きまして3カ所、15市町村となっております。事業を実施するための体制整備ができる事業所がどこの地域も少なく、それぞれの市町村が一事業所との随意契約となっている状況です。

今後につきましては、本町の広域、多賀城、塩竈、利府町、七ヶ浜と今後も協議を重ねていきまして、例えば事務局となる市町村が契約をする形で、他の市町から負担金を徴するなど、さまざまな方法を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、何か質問ございませんか。

○委員 やっぱりたしか去年もお話ししたと思うんですけども、同じ業者に対して2市3町がそれぞれ契約をするというのは、非常に事務効率的にはあれなので、できればさっきお話あったように1カ所でやって、あと負担金という形でまとめていただくと、事務の簡素化にもなるのかなと思います。

○委員長 何が一番そのネックになってるんですかね。その妨げるというか。そういう声が上がってこないということですかね。

○町民福祉課 そもそもスタートがこの方式で始まったということもありますし、あとちょっと参考までに他の圏域も探ってはみたんですけども、塩釜管内の圏域がパイオニアということもあって、ほかの圏域もそれに追随する形で同じ形態でやっていると。そして、何分松島だけの単独事業でなく共同事業なもんですから、今後さっきの説明でもありましたとおり、2市3町で協議を重ねたいと。なおかつ今回松島のほうが当番で事務局のほうに当たっているもんですから、なおかつその辺は強く言っていきたいと、このように考えております。

○委員長 我々入札監視委員会のほうから、それぞれ個別じゃなくて、まとめてやったほうが税金を安くできるのではないかと、ぜひ前向きに検討していただきたいと言っていたらと思います。業者自体が認定NPO法人ですからね。信頼できる社会福祉といえますか、それに専念していくということになるのでしょうか。

こういった事業というのは、社会福祉協議会とかはやらないんですかね。社協さんとかは。

○町民福祉課 町の社協ですか。

- 委員長 はい。
- 町民福祉課 緊急の24時間駆けつけ365日というのは、なかなか難しいものがあるのかなと思ひまして、なかなかできるところがないというのが実情でございます。
- 委員長 委員の皆様何かございませんか。
- 委員 では一つ。随意契約理由書のところでこれは教えていただきたいところなんですけれども、「特殊な業務の実績が必要であり」という文章が書かれているんですけれども、これは具体的にどのくらいの実績が必要なんですか。
- 町民福祉課 同じような業務をやった経験があるというふうなこと、先ほども申し上げましたが、同じ業務をとということ。
- 委員 1つでいいんですね。では、最初のところは入れないわけですね。
- 町民福祉課 正直言って、本当にできるところがなかなか難しい。
- 委員 どんな人も最初は素人ですから、1回ぐらい何かさせないと成長もしないんですよ。ですから、このルールが結局一度やったところがもうずっとという流れになっている。
- 委員 結局ほかの業者が入る余地というか、入ってくる可能性ってあるんですか。
- 町民福祉課 極端に言うと、ほかの圏域でやっているところがありますので、そちらはできることはあるかなとは思いますが。
- 委員 あとは、そっちはそっちでやっているんですので、基本的に業務拡大してこっちもやるかもしれませんけれども、基本的にはもうそっちはそっちでやってるので手いっぱいですと。
- 町民福祉課 はい。
- 委員 まあ、もうかる仕事じゃないということですね。365日、24時間待機してなくちゃいけないわけですからね。なかなか厳しい仕事だ。
- 委員長 逆に言うと、こちらの〇〇〇さんが、この業務をやるために設立されたと言ったらあれですけれども、そういうものかもしれませんね。
- 委員 この〇〇〇さんが何かあってできなくなった場合についてはどうなるんですか。
- 町民福祉課 そこが怖いところでございます。正直言って。
- 委員長 あとは医療と介護で医療法人とかがさまざまな老健から特養からサ高住からいろいろやっていますから、それで泊まりの方の介護とか看護師さんがいて、自分のところの業務ももちろんだけれども、そういったところで若干余裕があると思ったんですね。そういったところが少しやるかもしれないというところでしょうかね。
- 委員 常にそういう体制のあるところ……。

○委員長 ところであればですね。介護の世界にこの4月1日以降、外国人の方がかなり入ってきてますのでね、そういったところでどの程度やるかあれですけども、だからこちらのほう、こういったのは外国人の方がいいかもしれないですけども、日本人スタッフの方が、こっちは外国人の方に任せてというようなところがあるのかもしれませんが。いずれにしてもこの介護事業が今後はどんどん、恐らく内容も変わってくるでしょうし、今のところはこれで回っているというか、あるかもしれませんが。ほかに何か。

○委員 今のところ、この〇〇〇さんで問題とかトラブルとかは発生していないんですか。

○町民福祉課 特には聞いておりません。

○委員 1者しかいないので随契というのはやむを得ないと思うんですけども、逆に1者しかいないわけですから、利用者の方の苦情なりご意見なりをどこかで受け付けて、そのNPO法人さんにフィードバックするような、そういう仕組みがやっぱり必要なというふうに思います。

○町民福祉課 ちょっと資料が手元にないので詳しく説明できないんですけども、こういった事業所については、第三者委員会という形でそういった事故防止とかの問題発生した場合は、各関連自治体から職員なり関係機関なりを集めて、そういった第三者委員会でその報告なり、今後の改善を行うという仕組みは構築されているはずです。

○委員 金額的にも妥当だと思いますし、トラブルが起きていないということであれば、随意契約はやむを得ないのかなというふうに思います。

○委員長 何かあとございますか。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

業務委託3件目です。松島町立保育所給食調理等業務委託です。

ピックアップ理由が高落札率98%というのと、契約額が非常に高額だということで、業務委託の内容を確認したいということでございます。よろしく願いいたします。

○町民福祉課 それでは、事業名こ31委第10号、松島町立保育所給食調理業務等委託について、概要ですが説明いたします。

こちらは条件付一般競争入札で発注しまして、落札率が98%ということでした。事業の概要ですけども、これまで松島町、町が直営で町の臨時職員で行ってきた保育所における子供たちに提供する給食に係る調理や配膳、それに伴う食器洗浄などを外部に委託するという内容になっています。ちなみにですが、献立作成など栄養士に係る業務については以前から業務委託しておりまして、たまたま契約満了期間が重なったものですから、今回この当該業務でその

栄養士の業務とあわせて給食の調理のほうの業務を発注したという内容になっております。

落札率98%については、設計の段階で参考見積もり等々を取りつつも、今まで町で行っていた実際の支出の実績等々も加味して設計を組んで、やはり外部に委託するというので、そこである程度のコストダウンを図ったというのもあって、もしかして98という率になったのかなという分析はしております。

以上概要ですけれども、説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、何か質問等いかがでしょうか。ございましたら発言をお願いいたします。

○委員 給食関係って2年間の契約なんですか。

○町民福祉課 今回のものも2年間の契約にしております。

○委員 何か理由はあるんですか。

○町民福祉課 今、保育所を含めて施設の再編成も検討しております、今後施設数の関係もどう影響してくるかというのがあります。また、初めて給食調理のほうを外部委託するものですから、まず2年という単位で外部委託をするということで、2年の契約期間としました。

○委員 私、てっきり1年ごとかと思ってたんですけれども、本当はじゃもっと長い場合のほうが多いんですか。

○町民福祉課 3年なり5年なりという契約で、やはり人の雇用が関わってくるので、長ければ長いほど人も集まりやすいというのがこの業務形態ですけれども、ちょっと今回は2年ということにしました。

○委員 ちなみに2年前はどこが担当されたんですか。

○町民福祉課 栄養士だけの業務委託だったんですけれども、〇〇〇という、多賀城にも支店があったりするところなんですけれども。そこが栄養士だけの管理業務委託というのを受注していました。

○委員長 何か質問ございませんか。

では私のほうから。給食事業って、私は介護施設とか見てるんですけれども、最初は職員を雇って、キッチンでちゃんと介護施設内で作っている。そのうち専門の業者さんにやってもらってと。ところが、最近その業者さんも人手不足で、もうちょっと受けられないと。受注金額の問題じゃないという話になってですね、施設のほうはどうなっているかというのと、今度は冷凍食品、施設なので介護、高齢者なので、味も悪くない、それから温度だとか固い物とかないからいいんだという感じで、何かどんどん手作りからそういう冷凍食品に切り替わっていく

なという印象を受けているんですが、こちらのこういった、まず個人的には子供ですから、手作りの味といたしますか、望ましいんじゃないかなという気はするんですが、もしそういう人手不足が今後進行した場合には、町としてどうしようかということ、何か考えてますでしょうか。

○町民福祉課 そうですね、まず今回、〇〇〇さんが受注しましたけれども、今まで町の臨時職員で働いている方をそのまま継続雇用が前提だったので、まずその方々プラスアルファで〇〇〇さんから来た方ということで、まず今のところ人手不足はなく調理できているというところもありますし、また今後についてもそこは町と受注業者さんとで、人が足りない、人が不足するという場合は、例えば町としてもこういう人材がいるということをお互い紹介し合いながら、人手不足には対応していこうかなと、今時点では思っています。

あとあわせて、発注についてはこれまで正職員で、町の職員が調理業務をやっていたんですけれども、今回外部委託したということで、保育所の施設管理プラスアルファ、給食の発注業務も町の正職員でするので、例えば冷凍食品とか、そういったものが多くならないように、正職員が〇〇〇の発注をチェックしながら給食をやっているという状況なので、当面このような体制を続けて、子供に対して安心安全な給食提供をしていくというふうには考えています。

○委員長 あと何か委員のほうからご質問ございませんか。

○委員 ちなみに、給食の値段って1人頭幾らぐらいと決めてやっているわけですか。幾らになっているのですか。

○町民福祉課 給食だけだと、3歳以上では250円で、3歳未満が280円。あと未満児は午前のおやつが入って1食320円になっています。

○委員 では、それと個数、人数で大体値段は決まるわけですね。

○町民福祉課 そうですね。食材料費だと、個数掛ける、あと開所日数が絡んでくるので、その掛け算で年間の予算額、食材料費は決まってきます。

○委員 値段が5,000万、6,000万、7,000万と結構差があるので、ここまで差が出るものなのかなと思うんですが。

○町民福祉課 これについてはあくまでも人件費中心の発注で、この委託費のほかに町としていわゆる賄い材料費、食材料費は別予算で取っているんで、これはもう人件費中心の値段となります。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。では、ありがとうございます。

では4番目、松くい虫防除事業（定期伐その2）業務委託、これにつきましては高落札98%ということで、その辺を中心にご説明をお願いいたします。

○産業観光課 本業務は平成30年11月に行った松くい虫の被害木定期調査に基づき、町内の森林において被害木の伐倒駆除を行う事業でございます。

業務の内容としましては、高所の木の枝払いとか、玉掛け作業、チェーンソー作業が主なものでございます。労働安全衛生法に基づく講習を受講した技術者、並びに農薬を使いますので農薬の燻蒸処理を行うため、その業務に精通した人が主なものでございます。

発注内容としましては、積算しますと人件費が主になっていますので、人件費に伴って国及び県のほうから公表されていますので、それに伴って積算されていますので、それで入札されてくるということですので、単価が決まっていますからそれで入札がされているという形になっています。

指名に関しては、町内にある造園業に精通している4者の造園業者さんと、本町を管轄する森林組合の5者による選定でございます。

以上でございます。

○委員長 委員の皆様、何か質問等ありましたらどうぞ。

○委員 これ昨年も〇〇〇さんだったんじゃないかと思うんですけども、過去の実績はどうなっていますか。

○産業観光課 結構やはりこのごろ〇〇〇さんの作業員が多くなりましたので、やはりその関係で、たまたまこの時期になってくると、〇〇〇さんがだんだん入ってくる率は多くなっています。

○委員 予定価格というのは、毎年同じなんですか。

○産業観光課 金額は、毎年やはり人件費が上がってきますので、だんだん……。

○委員 では、人件費だけの見積もりというのは、すみません、これ松くい虫でやられちゃった松の伐採をするということで毎年、被害が多い年もあれば少ない年もあるということで変わるんですか。

○産業観光課 いや、本町はほとんど一定の線で。

○委員 では、人件費だけで……。

○産業観光課 人件費だけで、要は被害木の太いか細いかによって材積というのが変わってくるんですけども、太ければ倒すのに人が余計かかりますので、どうしても人件費が上がってしまうというのがありますので、その人件費単価が国のほうで標準的に公表されていますので、それで積算されるということありますので。

○委員 ちなみにこれ防除ということになっていますけれども、食べられちゃった木を切るだ

けじゃなくて、何か防ぐような手段といたしますか。

○産業観光課 先ほども言いましたけれども、倒して積み重ねてビニールをかけて殺虫剤という農薬を燻蒸させて、虫を殺すという作業をやります。主に。

○委員 興味本位であれなんですけれども、その検証といたしますか、効果といたしますか、ちゃんと年々減ってきているというふうなことになっているのか、毎年変わらないのか。

○産業観光課 震災前は若干減ってきたんですけれども、震災後やはり一気に増えてしまって、今一定の……若干減ってますけれども、それは対象となる木が減っているというふうに思ってもらえばいいかなと思います。

○委員 これ事業費は国の補助分ですよ。国から来る補助金分を毎年でやるということだと思うんですけれども、あと防除ということを考えれば、本当は別に県でヘリコプターを所有してますよね、たしか。

○産業観光課 ここもやっております。

○委員 それでもなかなか防ぎ切れないというか、厳しいんでしょうね。

○産業観光課 防除事業は毎年やっているんですけれども、先ほど班長が震災後に増えたというのは、ヘリコプターが震災で飛べない時期が2年ほどありましたので、それで松くい虫被害木が増えたという状況ですので、その防除は一定の効果というのはあると認識しています。

○委員 あとこれは去年も言ったような気がするんですけれども、国のほうで人件費を公表しているというけれども、この積算を見ると人件費だけで管理費、諸経費ってないんですよ。それも含めてという人件費の単価という解釈。

○産業観光課 国で示されている内容が全部業種ごとに経費が入ってしまってますので、その積算があるからですね。普通だと、歩掛かりで出して、合計で諸経費を掛けるんですけれども、この事業、国の補助事業ではもう完璧に中に入っちゃって、労働経費まで入ってますので。

○委員 ああ、そうか。じゃあもうどうしようもないんだね。どうしようもないというか、動かしようがないということですか。

○産業観光課 はい。

○委員 結局、今やっている内容は大体わかるんですけれども、業者によって例えばこっちがうまいとか、効率がいいとか、そういう違いというのは特にないという前提だとは当然思うんですけれども、そこで実際そこはどこがやっても同じような内容になるんですか。

○産業観光課 要は費用と合わせて、大きさは一定の松を倒して積み重ねるという作業ですから、ただ行くまでの、若い人だとそこまで行く時間が早い。年取ってると時間がかかるというのが

ありますね。

○委員 なるほど。

○産業観光課 どうしても林業家さん、高齢化になっていますので。

○委員長 ちなみにこれ29万という、半年分の発注分の、そのときに同じ30万で樹幹注入その2業務って、54万円のやつ、これは一緒には発注できないの。別個に発注されているようなんですけれども。

○産業観光課 樹幹注入、要は先ほどもありましたけれども、補助事業なもんですから、契約書の添付が補助の申請に入りますので、やはり区分けしてやらないと、国の補助金が来る名目が違うので別々に、合算ではちょっとできないという形になります。

○委員長 作業自体は結果的に同じ〇〇〇さんが受注されていて、恐らく入札参加者は5者だから、みんな同じで何か予算が違うとはいえ、工期が1カ月ちょっと終わりが違うようだけれども、実際作業としてはどうなんですかね。同時に行ってるんじゃないかなという、〇〇〇さんは。

○産業観光課 同時にやっているというよりも、やはり今回の場所も磯崎と手樽ですから、地区が違いますので。

○委員長 ああ、そうですか。磯崎でしたね、こっち側。

○産業観光課 同じ場所ではやってませんので。

○委員長 何かそれ非効率的なと思いますけれどもね。元気なやつに何か薬を注入するみたいなイメージですか。

○産業観光課 片方は、元気な木のほうに、要ははっきり言って予防的に、最初に点滴を入れてしまって、虫が入ってきても虫が死ぬような形に抵抗性をつくる形になります。片方は被害で枯れた木を切って、あと燻蒸、消毒するという形になります。

○委員長 何かそれで効果があるんだかないんだか、要は抗ガン剤を入れて事業をするのか、それとも免疫療法でやるのかと。今までのほもしかしたら、そういう抗ガン剤的なあれだったのかもしれないですけれども。今世の中は免疫療法ですから、人間の細胞の活性化を高めて癌細胞を抑制していくという、そういった面に研究が進んでいて、松くい虫そのものというんじゃなくて、何かもう少し科学が進歩してくれないかなと思うんですけれどもね。恐らくだって、飛躍的な効果というか、目に見えた効果というのは、今までずっと何十年もやられていて、恐らく出ていないんじゃないですかね。松くい虫被害が広がっているという。

○産業観光課 今、お話がありましたけれども、何で樹幹注入の本数って決まっているかという

と、1回やっても、やはり今長くなったんですけれども、5年から7年と長くなったんですけれども、この後7年後にまた同じ作業をしなければならぬということ。あと、1本当たりの木に個別に打ちますので、どうしても費用がかさむということですので、やはり要所要所にどうしても枯らしてはだめな松の木だけ、今樹幹注入をさせてもらっています。ただ、区域は増やしてますけれども、それでもやっていると。やはり先ほどもありましたけれども、薬剤散布、ヘリコプターとか地上で高圧のホースでかける作業と、要は2通りの予防策をやっていますので、ただ全体的にやはり樹幹注入を全部すればいいんですけれども、松の木何万本とありますので、そうすると費用が膨大になりますので、どうしてもやはり一斉にヘリコプターでやってしまうという形になります。

ただ、どうしてもそれでもやはり被害が出ている木はありますので、薬剤の効果時期にも入り込んでしまった木に関してはもう枯れてしまいますので、そのときはどうしてもこういう伐倒駆除ということが出てくるのかなということなんです。

○委員長 何かそのほかございませんか。

○委員 では少しだけ。結局5者もあるのに、1者だけが98%ということで、あとは全部予定価格よりも高く。ですから、この種の仕事と申しますか、あれというのは仕事があふれているという状況なんですか。全然取りにいてないといいますか、仕事が欲しくて頑張っている感じじゃなくて、何か予定価格は大体わかると思うんですね。先ほどの話ですと。ですから、皆さんそんなに、そういう感じなのかなという、何かちょっと不思議な、測量関係だったらもうすごい低入とかでどんどん取りにきたりとかやりますけれども、そこまでがつつ感が見られないというんですかね。

○産業観光課 すみませんけれども、皆さん積算表を見てもらったと思うんですけれども、今回の作業区域は特殊区域が多かったものですから、先ほどもありましたけれども、若い人だったら登れるというところとか、結構高齢だと、こういう現場だとちょっと切りづらいなというのがあると思いますね。

○委員 うちの従業員は行かせたくないとかというのがあるんですかね。

○産業観光課 これ全体的にそういったことが顕著に見られたのが、指名だと班長が話したように5者行ったんですね。ただ基本、入札は一般競争入札だろうということで、公募で1回かけたときには2者しか応募がなかったということもありましたので、やっぱり現場を見て判断して、取りにくるかこないかというふうに思われているのかなという、傾向はちょっと見えました。

○委員長（赤石雅英） 指名されたなら入札しなければならないと。

あと何かございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

5番目、松島町保健福祉センター等施設管理業務委託と。これは契約額が高額というのもあるんですが、5年という期間で入札になっていますので、その辺の5年の理由というところもあわせて説明をしていただければと思います。お願いいたします。

○健康長寿課 それでは、ご説明いたします。

高31委第2号、松島町保健福祉センター等施設管理業務委託に関しましてご説明いたします。

松島町保健福祉センターの点検などの管理業務につきましては、平成12年にセンターが開所して以降、給湯設備保守点検業務や浴槽ろ過装置など保守点検業務、空調設備保守点検業務など個別に点検業務を行っておりました。今回、切れ目のない効率的な施設管理を行うため、管理業務の一括化ということで初めて管理業者の選定を行いました。

委託期間の設定理由についてですが、保健福祉センターは健康長寿課の行政事務のほか、一般の方を対象にふれあいの湯、いわゆる準天然温泉施設を運営しております。そのため日曜日と年末年始を除いて稼働しており、切れ目のない施設管理を行わなければなりません。修繕や設備の更新など、長期的な視点で施設の保全や維持管理を行っていくため、また業務委託事務の効率化を図るため、単年ではなく5年としたところでございます。

落札率が落ちた理由というところですが、落札率につきましては入札参加業者が5年間の業務委託ということで、単年とか3年ということではなく安定して受託できるというところや、あとは会社としての積算の中で減額できる項目があったためと推察しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、何か質問等ございませんでしょうか。

○委員 落札率70%だったんですけれども、従来かかっていた費用に比べて大体どのぐらい予算的には削減できたという感じなんですか。

○健康長寿課 予算的には削減ではなく、少し多い積算なんですけど、年間67万ほど、税抜きで比較してみたところ保健福祉センター、ほかの施設も含めまして、税抜きで比較したところ年間67万円ほど増額の結果でした。

今回一括化して業務委託する際には、今までにはなかった私たち行政の者が、なかなか施設の管理をする上で、設備のことってなかなかわからないんですが、そういった専門的な目で日常点検していただいたり、回ってくれることも期待して行ったものです。31年度からそうい

ったことで定期的に回って、いろいろアドバイスもいただいているところですし、メンテナンスの方法なんかにつきましても日々相談しながらできるということでは、大変安心ができていく状況です。

○委員 この業務を今までやってなかったのを増やしたというのは、この業務の内容でいくと何々なんですか。例えば自動ドア保守点検とかいろいろありますけれども、空調の保守点検とか。今まで特に業務委託しなかったものをここに加えたということですか。今まで個別に業務委託してたんでしょうけれども、新たに別途……。

○健康長寿課 新たにということではなく、ここの保健福祉センター等というふうになっているんですけども、町が保健福祉センターの建物の中のさまざまな管理業務と、プラスして健康長寿課のほうで持っております施設があるんですけども、そちらのほうで別々に点検をしておりました自動ドアの点検業務ですとか、そういったものもこの中に含めて、入れてということになります。

○健康長寿課 あと事業概要の中の1番から8番までの業務がございますが、⑧の施設管理業務委託につきましては、今回初めて委託にしたものです。今までは受付業務を賃金で支出しておりましたものですから、臨時職員さんの賃金でお願いしていた分が委託料に変わっております。

○委員長 そうすると、一番最初に単年度でやっていたので比較ということだと、その人件費相当分を加味したところで、それでも逆に長期委任契約のほうが少し高くなるというのは、それだけ継続してやらなければいけないというので責任……。

○健康長寿課 あとは⑧番施設管理業務の中で、やはり管理技術の専門的知識を持った方が定期的に見守ってくださるという、今までにはなかったことを期待して仕様書の中に入れたということもあるかと思います。

○委員 その分が業務として増えたという解釈ですね。

○健康長寿課 はい。

○委員長 これが一番高いんですもんね。

○委員 すみません、これ予算的なものですが、5年間というのは予算的にはどうなんですか。

○健康長寿課 債務です。

○委員 債務でやるわけですか。5年間。いや、初めてだから、5年間の契約というのはなかなかないと思ったんですけども。

○健康長寿課 通常とかだと3年とかというのが多いかと思うんですけども、5年でもだめではない。業務の内容によるかと思います。

○委員長 何でもやってみるといいんじゃないですか。今までやってなかったけれども、これで1回やってみて、見直しして、じゃ今度どうするかということをおね。1回やってみないとわからないですからね。

○事務局 財政のほうにもいろいろ相談いただいていたんですけども、まず保健福祉センターでやってみて、それがうまくいけばほかのところにも活用できたらいいなというふうには思っています。

○健康長寿課 ちなみに今回この業務委託を設計といいますか検討する際、隣の利府町に行かせていただいて、同じように業務委託をしている先輩でもあるので、同じような施設で同じような業務委託をしているということは大きく参考にさせていただきました。利府町さんでも5年間の業務委託でやってらっしゃいます。

○委員長 ほかに何かございませんか。7者も来てくれれば競争原理も働くというものですよね。もしかすると細切れでやると、余り来なくてということも、そういったところがあるかなと思います。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これで個別審議の全てを終了いたします。

これより各委員さんより全体を通して何かご意見があれば、頂戴できればと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 皆さん、何か。

○委員 今回の案件そのものは問題はそれほどないだろうと思うんですけども、一番最初に申し上げたことですが、最近、最低制限価格をめぐって官製談合がほかの自治体で起きておりますので、松島町に関しても最低制限価格と同額とか、近い金額で落札しているという案件がありましたら、この委員会で検討対象にするとか、あるいは記録を取っておいて、特定の業者が繰り返しその最低制限価格で落札するということが起きているかどうかというのをチェックしたほうがいいのかと思います。

○委員長 なので私、特に業務委託ですよ。毎年毎年やるというのは。ですから、過去の受注実績、先ほども〇〇〇でしたか、あれも、こういった資料をつくる時に、過去5年間の受注実績、金額とかそういったものをペーパー1枚、一覧表を付けていただくといいかなと。そうすると、何か特定の業者がだとか、あとはもしかしたら落札率が過去と比べてどうなのかと。

決めつけるわけにはいかないんですけども、何か匂うぞみたいなことが少しわかるかもしれないですね。なので、次回その最低制限価格に近いものと、あと同一業者、業務委託については過去の受注実績を5年間明記したものをペーパーとして付けていただこうかなと思ってお

ります。

あとほかに皆様、ご意見ございますか。

あとは今回、3月まで発注済みで、予算の官公庁の締めになるんでしょうかね。年度の。3月まで。（「そうですね」の声あり）というので、本来のというよりは、あるいは学校のほうが4月から始まるというのもあったようですけれども。それぞれ理由が合理的であればいいかなと思うんですね。若干随契するという理由について問題ないというのがあったとしても、合理的な理由があればよろしいのかと思っています。

では、以上でございます。

3 閉会の挨拶

○事務局 それでは、本日の入札監視委員会を終了させていただきます。

長時間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
